

様式第十二（第10条関係）

認定経営資源再活用計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成23年3月16日
2. 認定事業者名 北里第一三共ワクチン株式会社
3. 認定経営資源再活用計画の目標
 - (1) 経営資源再活用に係る事業の目標

北里第一三共ワクチン株式会社（以下「北里第一三共ワクチン」という。）は、第一三共株式会社（以下「第一三共」という。）と学校法人北里研究所（以下「北里」という。）から出資を受け、北里のワクチン事業を取得することで、同法人の経営資源を効率的に活用する。

近年、新型インフルエンザの世界的な大流行や、科学の進歩による予防医療の進展により、ワクチンに対する関心は非常に高まっている。特に日本においては、ワクチン産業ビジョン（厚生労働省：平成19年3月）において、いわゆるワクチン・ラグを解消すべく、産業強化のための方策が示されるなど、ワクチンを取り巻く環境には大きな変化と前進が見え始めている。こうした環境変化を背景に、第一三共と北里は、平成20年12月に締結した相互補完提携契約に基づき、ヒト用ワクチンの感染症予防・治療ワクチンの研究、開発、製造、販売における連携体制を深めてきた。そこで、この合弁会社化では、北里第一三共ワクチンが北里のワクチン事業を譲り受け、両者のノウハウを融合することで、売上や収益力を向上させ、事業価値の向上を目指すことを目標としている。

北里第一三共ワクチンが事業譲渡により合弁会社化することの意義は以下の通り。

- ・ 北里が有するワクチンに関連する高い専門性・ノウハウと第一三共の優れた製品企画力、バイオテクノロジー、ドラッグデリバリーシステム(DDS)製剤技術などを組合せることで、より革新的で顧客ニーズに合致したワクチンの創製の実現に繋がります。特に、今後本格化する混合ワクチンビジネスにおける競争力を強化するものである。
- ・ 歴史と伝統を持つ日本のワクチンメーカーと製薬企業との融合体で取り組むことにより、合理的な体制を構築し、高品質なワクチンの安定供給を実現することで、我が国の公衆衛生の向上および予防医療環境充実と普及、さらにはパンデミックに対する危機管理体制に貢献する。
- ・ ワクチン事業において、製造並びに研究開発機能は最も重要なスペシャルティ機能であり、第一三共グループである北里第一三共ワクチンが北里の研究・製造機能を譲受けることで、当該機能を積極的に応用展開できる体制を構築することになる。
- ・ 上記を通じて、日本のワクチン産業の競争力の向上にも寄与する。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

生産性の向上としては、平成 25 年度には平成 22 年度に比べて、有形固定資産回転率を 26.7%向上させることを目標とする。

4. 認定経営資源再活用計画に係る経営資源再活用の内容

(1) 経営資源再活用に係る事業の内容

①他の事業者から継承する事業

ワクチンの製造・販売・研究開発事業

②選定理由

北里のワクチン事業は、北里柴三郎の開拓の精神を継承し、1915 年にコレラワクチンの製剤化に成功して以来、今日まで多くのワクチン、血清、トキソイド、診断薬を開発、供給し、感染症の予防と治療の一翼を担ってきた。北里が有するワクチンに関連する高い専門性・ノウハウを、北里第一三共ワクチンへ事業譲渡し、第一三共グループの持つ製品企画力、バイオテクノロジー、ドラッグデリバリーシステム(DDS)製剤技術と連携することで、より革新的で顧客ニーズに合致した新薬開発、合理的な生産体制構築、安定供給の実現等が可能であると判断している。

③経営資源の有効活用の方策

(事業の譲受け)

北里第一三共ワクチンは、北里のワクチンの製造・販売・研究開発事業を譲り受ける。

北里第一三共ワクチンは、第一三共と北里より出資を受け、北里よりワクチン事業を譲り受ける。これにより、北里第一三共ワクチンの出資比率を第一三共 51%、北里 49%の合弁会社とする予定である。

〈譲渡側〉

名称：学校法人北里研究所

住所：東京都港区白金五丁目 9 番 1 号

代表者：理事長 柴 忠義

〈譲受側〉

名称：北里第一三共ワクチン株式会社

住所：埼玉県北本市荒井六丁目 111 番地

代表者：代表取締役社長 千葉 崇

資本金：500 万円

譲受資産の内容：ワクチン事業の運営に必要な資産・負債等

【事業譲受けのスケジュール】

事業譲渡契約の締結：平成 22 年 11 月 30 日
株主総会決議日：平成 23 年 3 月 28 日（予定）
事業譲受実行日：平成 23 年 4 月 1 日（予定）

（事業革新）

北里第一三共ワクチンは、新製品としてはしか風しん混合生ワクチン（以下、「MR ワクチン」という）を開発し、平成 23 年 1 月に製造販売承認を取得済みで、平成 23 年 5 月の上市を予定している。

北里の MR ワクチンの特徴は、世界で 2 億人以上に使用実績があり、安全性が確立されている北里オリジナルのはしかウイルス株（AIK-C 株）と、国立感染症研究所から分与を受け北里で培養・分離した風しんのウイルス株（高橋株）を、弱毒化し、混合したワクチンである。加えて、他社の MR ワクチンに使用されている着色料（フェノールレッド）を含まないことを特徴としている。

また、北里第一三共ワクチンの親会社である第一三共約 2,500 名のセールスフォースならびに流通販売網（医薬品卸）を最大限活用し、早期売上最大化を目指している。

上記新製品の売上高を、平成 25 年度の全売上高の約 16.8%とすることを目標とする。

（既存事業の収益力強化）

北里第一三共ワクチンの親会社である第一三共の資金調達力に基づく更なる開発研究投資、ならびに設備投資により、顧客ニーズに合致した製剤の開発・生産が可能となる。これにより、製品競争力が向上するとともに、第一三共による販売強化と合い重なり、より一層の売上拡大を図る。また、北里のワクチン事業に第一三共の生産効率と品質を追求するためのノウハウを提供することにより、売上原価率の削減を図る。

なお、当該事業経営資源再活用計画は過剰供給構造の解消を妨げるものではなく、また国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものではない。

(2) 経営資源再活用を行う場所の住所

埼玉県北本市荒井六丁目 111 番地

北里第一三共ワクチン株式会社 本社

(3) 経営資源再活用を実施するための措置の内容

別表のとおり

5. 経営資源再活用の開始時期及び終了時期

開始時期：平成 23 年 4 月

終了時期：平成 26 年 3 月

6. 経営資源再活用に伴う労務に関する事項

(1) 経営資源再活用の開始時期の従業員数（平成 23 年 3 月末時点）

学校法人北里研究所	5,892 名
北里第一三共ワクチン株式会社	1 名

(2) 経営資源再活用の終了時期の従業員数（平成 26 年 3 月末）

北里第一三共ワクチン株式会社	299 名
----------------	-------

(3) 経営資源再活用に充てる予定の従業員数

299 名

(4) (3) 中、新規に採用される従業員数

0 名（※）

※現時点では未定

(5) 経営資源再活用に伴い出向または解雇される従業員数

出向予定人員数 なし

転籍予定人員数 なし

解雇予定人員数 なし

別表

1. 経営資源再活用の方策の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
他の事業者からの事業の承継		
事業の譲受け	<p>北里第一三共ワクチンは北里からワクチンの製造・販売・研究開発事業</p> <p>①譲渡会社 名称：学校法人北里研究所 住所：東京都港区白金五丁目9番1号 代表者：理事長 柴 忠義</p> <p>②譲受会社 名称：北里第一三共ワクチン株式会社 住所：埼玉県北本市荒井六丁目111番地 代表者：代表取締役社長 千葉 崇 資本金：500万円</p> <p>③譲受資産の内容 ワクチン事業の運営に必要な資産(※)・負債等 ※事業運営に支障のない金額の現金性資産(現預金、売掛金等)を含む</p> <p>④事業譲渡日 平成23年4月1日(予定)</p> <p>⑤事業譲渡代金 230億円(予定)</p>	<p>法第22条(事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)</p> <p>租税特別措置法第80条第1項第4号(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)</p> <p>地方税法附則第11条の4(不動産取得税の減額等)</p>

2. 任意の記載事項の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
資本の相当程度の増加	<p>①増資前の資本金：5,000,000円</p> <p>②増加する資本金：11,495,000,000円 (増加する資本準備金：11,495,000,000円)</p> <p>③増資の方法： 第一三共株式会社、学校法人北里研究所を引受人とする第三者割当増資</p> <p>④増資予定日：平成23年4月1日</p>	<p>租税特別措置法第80条第1項第1号(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)</p>